

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： スタートアップに係る主な優遇税制

政府が掲げる「スタートアップ育成5か年計画」に基づき、2023年4月にスタートアップ関連税制が整備されました。

	項目	概要	留意点
①	スタートアップ再投資に係る非課税	個人が上場・非上場株式を売却し、同年中に売却資金で起業した場合、一定の要件のもと、株式譲渡益からスタートアップへの出資額（最大20億円）を控除	スタートアップの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立1年未満の中小企業である非上場会社 ・ 出資金額に対する販管費の割合が30%超 ・ 特定の株主グループの投資割合99%以下 ・ 大規模法人に支配されていないなど
②	エンジェル税制-プレシード・シード特例	個人が対象となるスタートアップへ投資した場合、投資額（最大20億円）をその年の他の株式譲渡益から控除	スタートアップの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人が同族役員等でない ・ 設立5年未満 ・ 設立後の営業損益が0円未満など ※ ①と選択適用
③	オープンイノベーション促進税制-M&A型	法人が、スタートアップ株式の議決権の過半数を取得した場合、取得価額の25%を所得から控除（上限額50億円/件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップの成長段階に応じて、売上高、研究開発費、設備投資の金額、成長率にそれぞれ要件 ・ 5年以内に要件を満たさなかった場合、所得控除分繰り戻しとなり課税 ・ 2024年3月31日までの株式取得
④	研究開発税制	法人が、スタートアップと共同研究や委託研究を行う場合、負担した試験研究費の25%を法人税額から控除	スタートアップの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立15年未満 ・ 売上高研究開発費割合10%以上 ・ 一定の投資事業有限責任組合の出資先又は研究開発法人の出資先 ・ 非上場会社かつ他の会社の子会社ではないもの
⑤	パーシャルスピノフ税制	元親会社に20%未満の持分を残して完全子法人株式の株式分配を行った際にも譲渡損益や株主の配当に対する課税を繰り延べ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年4月1日から2024年3月31日までに、産業競争力強化法の事業再編計画の認定が必要 ・ 完全子法人株式のみを交付 ・ 現物分配法人および分配後の完全子 ・ 法人に他の者による支配関係がない ・ 完全子法人の従業員の「おおむね90%以上」が引き続き業務従事など

お見逃しなく！

スタートアップ関連税制に係る各種要件の詳細は、経済産業省ホームページから確認できます。

経済産業省「スタートアップ支援策」<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/index.html>, 2023年10月3日取得